

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文 目次

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）  
（委任規定）

第二十三条 本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）  
（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 （略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）  
（俸給の特別調整額）

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

2 前項に規定する官職を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、別表第四の第一欄、第二欄及び第三欄に掲げる種別（別表第三備考に規定する種別をいう。同表を除き、以下同じ。）、俸給表及び職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将若しくは空将又は陸将補、海将補若しくは空将補である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄をいい、一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。別表第四において同じ。）の区分並びに別表第四の第四欄の職員の区分に応じ同欄に定める額（再任用短時間勤務職員等にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員等以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

3 自衛官の前項の規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当のそれぞれの月額合計額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する俸給の特別調整額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

4 職員が月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合には、俸給の特別調整額は、支給しない。ただし、その勤務しなかつたことが次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、この限りでない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、休職を命ぜられた場合

二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、休暇を与えられた場合

5 国際連合派遣自衛官、派遣職員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定により交流派遣された職員（以下「交流派遣職員」という。）に関する前項ただし書の規定の適用については、それぞれ国際連合、派遣先の機関又は派遣先企業（同法第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項に規定する派遣先企業をいう。以下同じ。）の業務を公務とみなす。

別表第三（第八条の三関係）

組織の区分	官職	種別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 施設整備官 提供施設計画官 施設技術管理官 服務管理官 衛生官	一種

海上幕僚監部	陸上幕僚監部	統合幕僚監部	
<p>航空幕僚副長</p> <p>首席衛生官</p> <p>首席会計監査官</p> <p>首席法務官</p> <p>監察官</p> <p>課長</p> <p>副部長</p> <p>部長</p> <p>海上幕僚副長</p>	<p>陸上幕僚副長</p> <p>部長</p> <p>課長</p> <p>監察官</p> <p>法務官</p> <p>警務管理官</p>	<p>陸上幕僚副長</p> <p>統合幕僚学校長</p> <p>首席後方補給官</p> <p>首席法務官</p> <p>報道官</p> <p>参事官</p> <p>課長</p> <p>副部長</p> <p>部長</p> <p>総括官</p> <p>統合幕僚副長</p>	<p>沖繩調整官</p> <p>調達官</p>
一種	一種	一種	

	航空幕僚監部	部長 課長 監理監察官 首席法務官 首席衛生官		一種
	陸上総隊司令部	幕僚長		一種
	方面総監部	幕僚長		一種
	師団司令部	師団長 副師団長		一種
	旅団司令部	幕僚長 旅団長 副旅団長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	一種
	自衛艦隊司令部	幕僚長		二種
	護衛艦隊司令部	護衛艦隊司令官 幕僚長		一種
	航空集団司令部	航空集団司令官 幕僚長		一種
	潜水艦隊司令部	潜水艦隊司令官 幕僚長		一種
	掃海隊群司令部	掃海隊群司令 幕僚長		一種
	護衛隊群司令部	護衛隊群司令		一種
	海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指導隊群司令		一種
	航空群司令部	航空群司令		一種
	潜水隊群司令部	潜水隊群司令		一種
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令官	一種
開發隊群司令部	開發隊群司令官	一種
地方総監部	地方総監 幕僚長	一種
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官 幕僚長	一種
教育航空群司令部	教育航空群司令官	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官	一種
通信隊群司令部	通信隊群司令官	一種
航空総隊司令部	航空総隊副司令官 幕僚長	一種
航空支援集団司令部	航空支援集団司令官 幕僚長	一種
航空教育集団司令部	航空教育集団副司令官 幕僚長	一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官 幕僚長	一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 航空方面隊副司令官 幕僚長	一種
航空団司令部	航空団司令官 航空団副司令官	一種 二種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令官	一種
航空救難団司令部	航空救難団司令官	一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令官	一種
飛行教育団司令部	飛行教育団司令官	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令官	一種



防衛装備庁内部部局

装備開発官	装備官 審議官 プロジェクト管理総括官 革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 艦船設計官 課長 装備保全管理官 事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 原価管理官 企業調査官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 通信電気調達官 航空機調達官 輸入調達官
二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	一種



<p>本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大          学校、防衛研究所、統合幕僚監部、          陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕          僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本          部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防          衛装備庁</p>	<p>防衛大臣の定める官職</p>	<p>防衛大臣の定める種別</p>
<p>備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順          に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。</p>		